

液化石油ガス保安規則

昭和41年 5月25日通商産業省令第52号

改正：令和 2年 3月17日経済産業省令第15号（液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 3月17日	
<p>(保安係員等の講習)</p> <p><b>第六十六条</b> 法第二十七条の二第七項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、法第二十七条の二第一項第一号に規定する第一種製造者若しくは法第二十七条の三第一項に規定する第一種製造者（以下この条において単に「第一種製造者」という。）は、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員に、法第二十七条の二第一項第二号に規定する第二種製造者（以下この条において単に「第二種製造者」という。）は、保安係員に、保安係員又は保安主任者にあつてはそれらの者が製造保安責任者免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、保安企画推進員にあつてはその者が選任された日から六月以内に、それぞれ第一回の法第二十七条の二第七項に規定する講習（以下この条において単に「講習」という。）を受けさせなければならない。</p> <p>2 法第二十七条の二第七項の規定により、第一種製造者は、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員に、第二種製造者は、保安係員に、前項の第一回の講習を受けさせた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内に、それぞれ第二回の講習を受けさせなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、第一種製造者又は第二種製造者は、保安係員若しくは保</p>	<p>(保安係員等の講習)</p> <p><b>第六十六条</b> 法第二十七条の二第七項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、法第二十七条の二第一項第一号に規定する第一種製造者若しくは法第二十七条の三第一項に規定する第一種製造者（以下この条において単に「第一種製造者」という。）は、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員に、法第二十七条の二第一項第二号に規定する第二種製造者（以下この条において単に「第二種製造者」という。）は、保安係員に、保安係員又は保安主任者にあつてはそれらの者が製造保安責任者免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、保安企画推進員にあつてはその者が選任された日から六月以内に、それぞれ第一回の法第二十七条の二第七項に規定する講習（以下この条において単に「講習」という。）を受けさせなければならない。</p> <p>2 法第二十七条の二第七項の規定により、第一種製造者は、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員に、第二種製造者は、保安係員に、前項の第一回の講習を受けさせた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内に、それぞれ第二回の講習を受けさせなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、第一種製造者又は第二種製造者は、保安係員若しくは保</p>

<p>安主任者に選任した日に前二項の期間が経過している場合又は保安係員若しくは保安主任者に選任した日から前二項の期間が経過するまでの日の期間が六月未満の場合は、保安係員又は保安主任者に選任した日から六月以内に講習を受けさせなければならない。</p> <p>◆追加◆</p>	<p>安主任者に選任した日に前二項の期間が経過している場合又は保安係員若しくは保安主任者に選任した日から前二項の期間が経過するまでの日の期間が六月未満の場合は、保安係員又は保安主任者に選任した日から六月以内に講習を受けさせなければならない。</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。</p>
<p>-改正法・附則・題名- ～令和 2年 3月17日 経済産業省 令 第15号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 3月17日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>附 則（令和二・三・一七経産令一五）</p>
<p>-改正法・附則- ～令和 2年 3月17日 経済産業省 令 第15号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 3月17日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>この省令は、公布の日から施行する。</p>

\*\*\*\*\*